

監査結果に係る措置状況報告書
(令和5年2月)

邑南町監査委員

平成31年1月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>【指示事項】</p> <p>①契約事務においては、一般競争入札が原則となっているが、比較的安易に随意契約がなされている。また随契でも、特命随契以外はなるべく2社以上から見積書を徴しなければならないこととなっているが取られているケースが少ない。職員に対して「契約・入札実務研修」が行われていることを評価するが、正しい契約事務についてさらに徹底されたい。</p>	<p>【総務課】</p> <p>①随意契約はあくまで入札の特例であり、地方自治法施行令第167条の2に則り適切に対応するよう全ての職員に対して「契約・入札実務研修」を通じて詳しく指導しているが、未だ全ての職員の受講ができていない。所管課において正しい事務を課員に指導するためにも、まずは、管理職を中心に研修を行い、正しく適正な入札・契約事務が執行できる体制を目指します。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(2)</p>

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和2年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>【指示事項】</p> <p>⑤ (定) 文化、芸術振興基金</p> <p>旧瑞穂町から引き継いで合併時に設置されているが、殆ど活用されていない。入場券の事前購入費を賄う等のための現行の基金額であれば効果は薄いので廃止されたい。なお、継続しての設置する場合は、町民が優れた文化、芸術に近くにおいて触れられるというために素晴らしい公演、展示会の誘致等に向けて目的を変更し増額されたい。</p> <p>【指示事項】</p> <p>⑥ (定) 奨学基金</p> <p>基金総額に対して令和元年度末の貸付総額の割合が23.5%と低い。一層の制度の周知を図られたい。</p>	<p>【生涯学習課】</p> <p>⑤現在では活用できていません。今後はスポーツ観戦も含め、多方面での優れた文化芸術に触れることを念頭に置いた事業実施を検討したいと考えます。</p> <p>また基金額については、今までの実績を考えると現状維持が妥当と考えております。</p> <p style="text-align: right;">判断基準 (2)</p> <p>【学校教育課】</p> <p>⑥広報や無線放送によるお知らせに加え、貸付対象者となる中学生を対象に奨学金制度についての文書案内を実施し、周知を図りました。</p> <p>【学校教育課 令和5年2月追記】</p> <p>高校へも協力を得ながら保護者へ案内を行っております。今年度も引き続き中学生、高校生へ案内や広報、無線放送などメディアを通じて発信することを考えております。</p> <p style="text-align: right;">判断基準 (2)</p>

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和3年1月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>②茅場堆肥処理施設について、これまで様々な経緯の元、分担金の徴収や指定管理者制度の導入、また指定管理者の変更等が行われてきている。未収金は今まで減少しているが、現在まだ813,370円が未収となっている。これを現在の指定管理者が納めるようになっているが、徴収について、町と文書による確約書が見当たらず口頭約束だけになっているのではないか。これについて、再度関係者と協議を行い書面にしておく必要があると思われる。</p> <p style="text-align: right;">(産業支援課)</p>	<p>【産業支援課】</p> <p>②茅場堆肥処理組合は、平成11年6月の設立当時の組合員は8名、分担金総額は13,182,812円でした。平成23年度当初、分担金を完済せずに組合脱退、廃業した2名の未収額の合計は2,373,370円でした。この未収額は組合が肩代わりし月々2万円ずつ納付、その後平成29年度からは組合員が(有)山本産業だけとなり、平成29、30年度は同社が合計480,000円を納付している。施設の指定管理が令和3年度末で終了し、同社も施設を使用しなくなることもあり、現在の未収額合計813,370円を不納欠損にさせていただきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">判断基準（2）</p> <p>【産業支援課令和5年2月追記】</p> <p>令和4年3月、過年度未収金合計813,370円を債権放棄して不納欠損することについて、邑南町税外債権管理回収対策委員会に諮りましたが、邑南町債権管理条例第16条各号の要件に該当する項目がないため、地方自治法第96条第1項第10号の議決事件と決定されました。</p> <p>令和4年6月議会定例会において、茅場堆肥処理組合の堆肥処理施設整備事業費分担金である債権額813,370円の権利を放棄する議案を提出し、可決されました。</p> <p style="text-align: right;">判断基準（1）</p>

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和3年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>【指示事項】 (指定管理者制度の契約事務執行状況) ①指定管理料を払っている施設、払っていない施設、納付金のある施設、ない施設、納付金の規定はあるが徴収していない施設、施設関係部門で欠損が出ているが団体の他部門で補填している等、多様なケースが存在する。それぞれ状況は異なるが、協定締結に最低限の統一した考え方は検討できないか。数年同額の指定管理料の施設もある。指定管理者制度が目指すところは、公募して複数の応募があつてメリットもあると思うが、地域の実情で一団体しか応募がない場合はより基準が必要と考える。公共施設等総合管理計画が定めである中で、施設の必要性を含め検討を望む。</p>	<p>【総務課 令和5年2月追記】 ①公共施設等総合管理計画にあるとおり、将来に渡って現状の公共施設の全てを保有・維持していくことは到底不可能であり、施設の集約、廃止等を検討が必要となっています。施設の設置目的も様々であり、指定管理の態様も様々です。施設利用者が一部方々に限られる施設は、引き続き地元への譲渡等の検討を進めます。縮減の対象としない施設については、今後の施設のあり方を踏まえ、指定管理のあり方についても検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(2)</p>

※注釈：地方自治法 199 条第 14 項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和4年1月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>【指示事項】</p> <p>①過年度の未収金が8割以上を占めている。引き続き徴収に向け努力されたい。</p> <p>さらに5年以上（平成28年度以前発生分）の未収金が5割近く残っている。債務者の実情を調査し、徴収の可能性についての判断や、破産手続廃止決定のあったもの等「債権管理条例」や「債権管理に関するガイドライン」に照らし、積極的な整理を行われたい</p> <p style="text-align: right;">（関係課）</p> <p>【指示事項】</p> <p>①補助の対象とする事業、活動や補助額の基準を明確にするため補助金交付要綱等の策定をされたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会運営費 ○シルバー人材センター補助金 ○老人クラブ連合会活動費補助金 ○保育所運営費補助金 <p style="text-align: right;">（福祉課）</p> <p>②国、県の助成がある事業について、国、県の補助要綱等をそのまま利用されているが、町が予算化して継ぎ足し等もされているので、町としての交付要綱等が必要だと思われる。内容を検討して整備されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産地創生事業補助金 ○農業用ハウス等リース支援事業 ○女性に働きやすい農場づくり事業 <p style="text-align: right;">（産業支援課）</p>	<p>【財務課 令和5年2月追記】</p> <p>①過年度未収金について、債権管理条例に基づき共有できる情報は共有し、納税者の状況等を確認しながら滞納整理に努めているところ です。</p> <p>今年度も「破産手続廃止決定」「相続放棄」のあったものについては不納欠損処理を行う予定です。</p> <p>引き続き過年度未収金の徴収に努めるとともに、現年分の滞納整理にも努め過年度未収金を増やさないよう努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">判断基準（2）</p> <p>【福祉課 令和5年月追記】</p> <p>①社会福祉協議会運営費を除く3補助金に関しては、要綱を制定し、令和4年4月1日より施行済みであり、社会福祉協議会運営費に関する要綱も令和4年度中の制定に向け手続を進めています。</p> <p style="text-align: right;">判断基準（1）</p> <p>【産業支援課 令和5年2月追記】</p> <p>②町としての交付要綱等について、邑南町農林総合事業実施要綱第2条において、「国及び県の補助事業については、それぞれが定める事業内容によるものとし、この告示を準用する」とあり、これにより運用しています。</p> <p style="text-align: right;">判断基準（1）</p>

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和4年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>①以下の事業補助金について、邑南町補助金交付規則第19条に規定する補助金の額が確定されていないので速やかに善処されたい。なお国庫支出金及び県支出金が該当する事業補助金について、未だその団体からの額の確定通知がなされていない事業についてはその後において通知されたい。</p> <p>(地域みらい課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会活動事業補助金 ○地区別戦略拠点整備事業補助金 ○矢上高校教育振興事業補助金 ○賃貸住宅建設補助金（新築） ○民間賃貸住宅建設（改修）支援事業補助金 ○跡地活用のための空き家解体支援事業補助金 <p>(福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会運営費補助金 ○シルバー人材センター補助金 ○老人クラブ連合会活動費補助金 ○保育所運営費補助金 ○高齢者つどいの場づくり事業補助金 ○保育所完全給食補助金 ○保育対策総合支援事業補助金 <p>(産業支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業次世代人材投資資金 	<p>【地域みらい課 令和5年2月追記】</p> <p>「跡地活用のための空き家解体支援事業補助金」については、令和4年度より確定通知を送付しました。</p> <p>「矢上高校教育振興事業補助金」「民間賃貸住宅建設支援事業補助金（新築・改築）」「地区別戦略拠点整備事業補助金」については、令和4年度より補助金額確定後、確定通知を発行する対応をします。</p> <p>「自治会活動事業補助金」については、自治会が総会資料をもって年度事業報告をするため、各自治会の総会終了後に補助金額を確定し通知をするよう対応します。</p> <p style="text-align: right;">判断基準（1）</p> <p>【福祉課 令和5年2月追記】</p> <p>指摘の7事業については、いずれも令和4年度分より補助金確定通知を交付する予定です。なお、年度末以降に提出される実績報告書の確認後の交付となり、また、「老人クラブ連合会活動費」「保育所運営費」「保育所完全給食」「保育対策総合支援事業」については、国又は県補助事業でもあるため、その確定通知を確認したのちの交付となるため、大幅に年度をまたぐこととなります。</p> <p style="text-align: right;">判断基準（1）</p> <p>【産業支援課 令和5年2月追記】</p> <p>農業次世代人材投資資金については、就農初期の経営力向上を目的に交付されます。（旧青年就農給付金）</p>

<p>(学校教育課) ○学校給食会補助金</p> <p>(生涯学習課) ○体育協会活動費補助金</p>	<p>交付対象期間については、事業要件が整った時点から 1 年間となり、年度をまたぐ交付対象者がいます。</p> <p>交付金額は、前年の所得に応じて交付額が決定されます。(前期・後期の 2 回交付)</p> <p>この事業において、実績報告書の提出は定められておらず、6 月末と 12 月末を期日に、半年間の就農状況報告書を提出することとなっています。この報告により交付要件を満たしていることの確認を行います。</p> <p>指摘の補助金額の確定については、平成 24 年 6 月 1 日付け経営局就農・女性課「青年就農給付金における会計年度の考え方」に、「事業完了日は、年度内の最後に給付金を給付した日」とあり、支払い完了後に額の確定通知を行うこととします。</p> <p style="text-align: right;">判断基準 (1)</p> <p>【学校教育課 令和 5 年 2 月追記】</p> <p>監査委員からの指摘後、邑南町学校給食会に対し確定通知を行いました。</p> <p style="text-align: right;">判断基準 (1)</p> <p>【生涯学習課 令和 5 年 2 月追記】</p> <p>体育協会補助金確定通知については、速やかに作成し通知しました。今後も邑南町補助金等交付規則に基づき事務を進めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">判断基準 (1)</p>
---	--

注釈：地方自治法 199 条第 14 項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

平成28年5月31日付け邑総第43号で、町長から請求のあった下記団体への財政援助等に係る事務の実行状況

i) 一般社団法人 おおなんケーブルテレビ

【情報みらい創造課】

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>① 町有施設を活用した業務委託なので困難かもしれないが、法人の発展意欲を向上させる意味からも、番組制作費のような発注形態も検討すべきではないか。</p>	<p>① 今後の方針としては独立した法人としての運営形態に移行することを目標としていますが、引き続いて慎重に検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">判断基準 (3)</p>

iii) 一般社団法人 邑南町観光協会

【産業支援課】

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>⑨ 現在、法人の会計・経理を1人の法人職員で行っている。取扱金額も多額であり、事故防止の面からも牽制のできる体制となるよう、指導されたい。</p>	<p>⑨ 2人体制にするよう指導しました。</p> <p style="text-align: right;">判断基準 (2)</p> <p style="color: red;">【産業支援課 令和5年2月追記】</p> <p style="color: red;">現在2人体制で会計・経理を行っています。</p> <p style="color: blue;">判断基準 (1)</p>

V) 全般について

【総務課】

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>② 発注の担当課と、法人を指導・監督する担当課が同一であることで、事務手続き等に馴合いや瑕疵が発生しやすいのではないかと。担当課以外の関与も考えるべきと思われる。</p>	<p>【総務課】</p> <p>②内部統制体制の確立に併せ検討します。</p> <p style="text-align: right;">判断基準 (2)</p> <p style="color: red;">【総務課 令和5年2月追記】</p> <p>内部統制制度において、各課等の推進リーダーにより、業務上のリスクの洗い出しをスタートさせています。業務を適切に進めるためのルールや手順を設け、想定されるリスクへの対応策を整備します。</p> <p style="text-align: right;">判断基準 (1)</p>

定期監査における「指摘事項」等に関する判断基準

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

※3 意見

「地方自治法第199条第10項」の組織及び運営の合理化に資するための意見として扱う

「監査意見等に対する措置状況」に対する判断基準

- (1) 効果的な改善措置が講じられたことを評価し、一層の推進を期待
- (2) 改善措置に向けて具体的に着手されており、今後の状況を見守る
- (3) 改善措置がまだ不十分で引き続き改善を進められたい